

第 1 0 号議案

亀岡市教育委員会委員定数条例の制定について

亀岡市教育委員会委員定数条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市教育委員会委員定数条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 条ただし書の規定に基づき、亀岡市教育委員会の委員の定数は、6 人とする。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市教育委員会委員定数条例案要綱

- 1 教育委員会の委員の増員を図り、より幅広く意見を取り入れることにより、効率的かつ効果的な教育行政を推進するため、委員定数を6人（現行4人）とすること。
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行すること。